

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項の規定による栃木市を合併対象市町村とする合併協議会設置の請求の要旨を同法第4条第2項の規定により下記のとおり公表する。

岩舟町長 茂 呂 幸 司

平成22年6月10日

記

1. 合併対象市町村の名称 栃木市

2. 請求の内容

岩舟町の合併については、過去に大平・岩舟・藤岡町の三町合併協議会が不調に終わり、その後 町で実施した住民アンケート調査では、県が示した将来は二市六町、当面は栃木市を中心とした、一市五町の合計を併せれば下都賀郡内合併が多く、この事は住民の多くが郡内の合併を望んでいることの現れです。その後の住民投票では、佐野市との合併を望む数が多数でありました。町長リコール後の町長選では、佐野市との早期合併を公約した現町長が当選しました。しかし、その得票は、全有権者の約三十八パーセントでしかなく 住民投票の数字からは大幅な減少であります。このことは、岩舟町住民がまだ合併に対する理解が進んでいない事の現われであります。古来より交流が盛んで広域行政においてもつながり深い隣接の町、大平・藤岡 両町が栃木市になりました。住民投票から二年を経過した今では、状況変化・地勢変化は大きなものがあり、合併は地域の将来にかかわる大問題でありますから、歴史・文化にも関係が深い、栃木市との合併協議会の設置を請求するものであります。